

不用物品売払

閱 覧 図 書

添付書類

- 1 入札注意書
- 2 別紙 暴力団排除に関する誓約事項
- 3 請書（案）
- 4 別紙 暴力団排除に関する特約条項
- 5 不用物品の売払承諾について（案）
- 6 車両概要書
- 7 入札書
- 8 委任状
- 9 保管金提出書

入札注意書

- 1 入札希望者は、不用物品売払公告書、本注意書及び不用物品の売払承諾についてを熟読の上、入札してください。
- 2 現物と公示物件との数量が符合しない場合でも、これを理由として不用物品買受申込書による買受申込を拒むことはできません。
- 3 入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出してください。
- 4 入札者は、入札前に身分を証明できる書面を示し、確認を受けてください。
- 5 入札者は、入札前に入札保証金として入札金額（消費税相当額を含む金額）の100分の5以上（円位未満切上げ）に相当する金額を、現金により納付してください。
- 6 入札書は所定の用紙を使用し入札者の住所、氏名（名称）を記名の上押印又は署名するものとし、入札金額は、売払物件ごとに、その金額を記入してください。
- 7 提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消を行うことはできません。
- 8 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に抵触する者が入札したもの。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、買受申込のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当するもの。
 - (3) 入札書に入札者の記名押印又は署名のないもの。
 - (4) 入札金額、氏名（名称）が確認できないもの。
 - (5) 入札金額を訂正した場合で訂正印のないもの。
 - (6) 委任状を持参しない代理人が入札したもの。
 - (7) 入札保証金を差し出さないもの及び入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たないもの。
 - (8) 郵便をもって入札書を送付したもの。
 - (9) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (10) その他入札に関する条件に違反したもの。
- 9 開札前に入札書から錯誤等を理由とした自らした入札書を無効にしたい旨の申出又は落札宣言後において錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。

- 10 開札は、入札者の立会いの下に行います。
- 11 開札の結果、予定価格に達する入札がないときは、直ちに再入札を行うことがあります。
- 12 入札は、予定価格以上の最高のものをもって落札者とします。
ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある時は、直ちにくじによって落札者を定めます。
- 13 入札者の連合又は不穏な挙動その他の事由によって公正な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を取り消し又は中止します。
- 14 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項6号に定める非居住者が落札者となった場合で、その非居住者が外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定による財務大臣の許可を要するときは、その契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。
- 15 不落に係る入札保証金については、入札終了後返還します。この場合、利息は付しません。
なお、入札者が印紙税法上の課税法人（個人の非営業は除く）の場合は、印紙税法に基づき、入札保証金の返還時に、金額に応じた収入印紙（5万円未満は非課税、5万円以上100万円未満の場合は200円）をご用意ください。
- 16 落札者が落札決定の日の翌日から起算して5日以内に買受申込をしないときは、その落札を取り消し、入札保証金は国庫に帰属します。
- 17 落札者以外の名義人とは買受申込を受付しません。
- 18 本注意書に定めない事項は、すべて会計法規に定めるところにより処理します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

<告知書を発行する場合>

請 書

平成 年 月 日

分任契約担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 片山宏文 殿

住 所

氏 名

- 1 物 件 名 乗用自動車（スバル フォレスタ）
- 2 数 量 1台
- 3 売 買 代 金 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

(注) 「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもの並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出されたもので、売買金額に108分の8を乗じて得た額である。

- 4 納 付 期 限 平成 年 月 日
- 5 契 約 保 証 金 金 円 (うち 円は入札保証金から充当)

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、誠実に履行いたします。

条 項

- 第1条 売買代金 円のうち契約保証金 円を除いた金額
円を納入告知書により納付期限内に納付します。
- 第2条 契約保証金は入札保証金から充当します。
- 第3条 頭書の期限までに代金を納付することができない場合は遅滞金として、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に対し、1日につき売買代金の年5パーセントの率をもって計算した額を貴官の請求により納付します。
ただし、遅延が天災その他やむを得ない理由による場合は、免除されるようお願いいたします。
- 第4条 物品の引渡は代金納付があった日とし、代金納付があった日から15日以内に搬出するものとし、
- 第5条 契約が解除された場合は、契約保証金が国庫に帰属することとなっても異議を申立てないものとし、
- ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の解除を承認願います。この場合には契約保証金は返還願います。
- 第6条 販売物品の品質及び重量等は、現況による現物物件の販売であることを了解し、数量不足、その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても買受代金の減額、又は損害の賠償を請求しないものとし、
- 第7条 代金の納付後は直ちに名義変更等を行うものとし、この場合の費用等は当方が負担します。また、名義変更完了後はその旨を証明するものの写しを送付します。
- 第8条 「暴力団排除に関する特約条項」については別紙のとおり。
- 第9条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

<代金即納の場合>

請 書

平成 年 月 日

分任契約担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 片山宏文 殿

住 所

氏 名

- 1 物 件 名 乗用自動車（スバル フォレスタ）
- 2 数 量 1 台
- 3 売 買 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

(注) 「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもの並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出されたもので、売買金額に108分の8を乗じて得た額である。

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、誠実に履行いたします。

条 項

- 第1条 頭書の代金を現金にて収入官吏に納付します。
- 第2条 物品の引渡は代金納付があった日とし、代金納付があった日から15日以内に搬出するものとし、ます。
- 第3条 契約解除の場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として国庫に納付します。
ただし、天災その他やむを得ないと認められる理由により契約の解除を申し出た場合には、違約金の納付を要せず契約解除のご承認をお願いします。
- 第4条 販売物品の品質及び重量等は、現況による現物物件の販売であることを了解し、数量不足、その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても買受代金の減額、又は損害の賠償を請求しないものとし、ます。
- 第5条 代金の納付後は直ちに名義変更等を行うものとし、この場合の費用等は当方が負担します。
また、名義変更完了後はその旨を証明するものの写しを送付します。
- 第6条 「暴力団排除に関する特約条項」については別紙のとおり。
- 第7条 この請書に定めのない事項については、必要に応じて貴官と協議します。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

<告知書を発行する場合>

平成 年 月 日

殿

分任契約担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 片山宏文

不用物品の売払承諾について

平成 年 月 日付で請書の提出があった下記物件について、下記の条件を付して売払を承諾します。

記

- 1 物件名 乗用自動車（スバル フォレスタ）
- 2 数量 1台
- 3 売買代金 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)

条件

- 1 売買代金 円のうち契約保証金 円を除いた売買代金
り、平成 年 月 日までに近畿中国森林管理局長の発行する納入告知書によ
り、平成 年 月 日までに支払わなければならない。
- 2 物品の引渡は、代金納付があった日とし、搬出期限は、その納付の日から起
算して15日以内とします。
- 3 代金納入期限を超過しても売払代金を納入しないときは、売買代金全額に対
し履行期限日の翌日から納付の日までの日数につき、年5%の割合で計算した
延滞金を付して納付すること。
- 4 売買代金 円を納付したときは、契約保証金 円は売
買代金に充当します。
- 5 本契約に違反したときは、契約を解除されても異議の申立てをしないこと。
- 6 契約を解除したときは、国に違約金として売払代金の100分の10に相当
する金額を納付すること。
- 7 販売物件の品質及び重量等は、現況による現物物件の販売であり、数量不足、
その他隠れた瑕疵のあることを発見しても買受代金の減額、又は損害の賠償を
請求しないこと。
- 8 不用物品の買受者は直ちに名義変更等を行うものとし、この場合の費用等は
買受者が負担すること。また、名義変更完了後はその旨を証明するものの写し
を提出すること。
- 9 車体に印字されている名称等は消去して使用すること。
- 10 この承諾条件に定められていない事項については、必要に応じ協議するもの
とする。

以上

<代金即納の場合>

番
平成 年 月 日
号

殿

分任契約担当官
近畿中国森林管理局
奈良森林管理事務所長 片山宏文

不用物品の売払承諾について

平成 年 月 日付けで請書の提出があった下記物件について、下記の条件を付して売払を承諾します。

記

- 1 物件名 乗用自動車（スバル フォレスタ）
- 2 数量 1台
- 3 売買代金 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 円）
- 4 代金納付年月日 平成 年 月 日

条 件

- 1 売買代金は、全額を即納すること。
なお、入札保証金は返還します。
- 2 物品の引渡は、代金納付があった日とし、搬出期限は、その納付の日から起算して15日以内とします。
- 3 本契約に違反したときは、契約を解除されても異議の申立てをしないこと。
- 4 契約を解除したときは、国に違約金として売払代金の100分の10に相当する金額を納付すること。
- 5 販売物件の品質及び重量等は、現況による現物物件の販売であり、数量不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても買受代金の減額、又は損害の賠償を請求しないこと。
- 6 不用物品の買受者は直ちに名義変更等を行うものとし、この場合の費用等は買受者が負担すること。また、名義変更完了後はその旨を証明するものの写しを提出すること。
- 7 車体に印字されている名称等は消去して使用すること。
- 8 この承諾条件に定められていない事項については、必要に応じ協議するものとする。

以上

車両概要書

1 基本情報

メーカー・車名	スバル フォレスター(型式CBA-SG5)		
年 式	2005年(平成17年)	走行距離	134,317 km
排 気 量	1.99ℓ	ミッション	AT
乗車人数	5人	ハンドル	右側
ド ア 数	5ドア	車 検	H28.7車検切れ

2 仕様・オプション・装備(○は該当するもの。)

エアコン	○	ETC	○
パワーステアリング	○	ABS	○
パワーウインドウ	○	アルミホイール	○
CDデッキ		エアロパーツ	
MDデッキ		エアバック	○
カーナビ		4WD	○
キーレスエントリー	○		

3 上記以外の仕様・オプション・装備

フォグラмп

デイライト

ドライブレコーダー

4 車両状態

現況写真のとおり

※買受者は、乗用の開始にあたり必要な整備を行い、運行に際しては十分に安全確認を行うこと。

売払物件 現況写真1

前側



後側



売払物件 現況写真2

運転席側

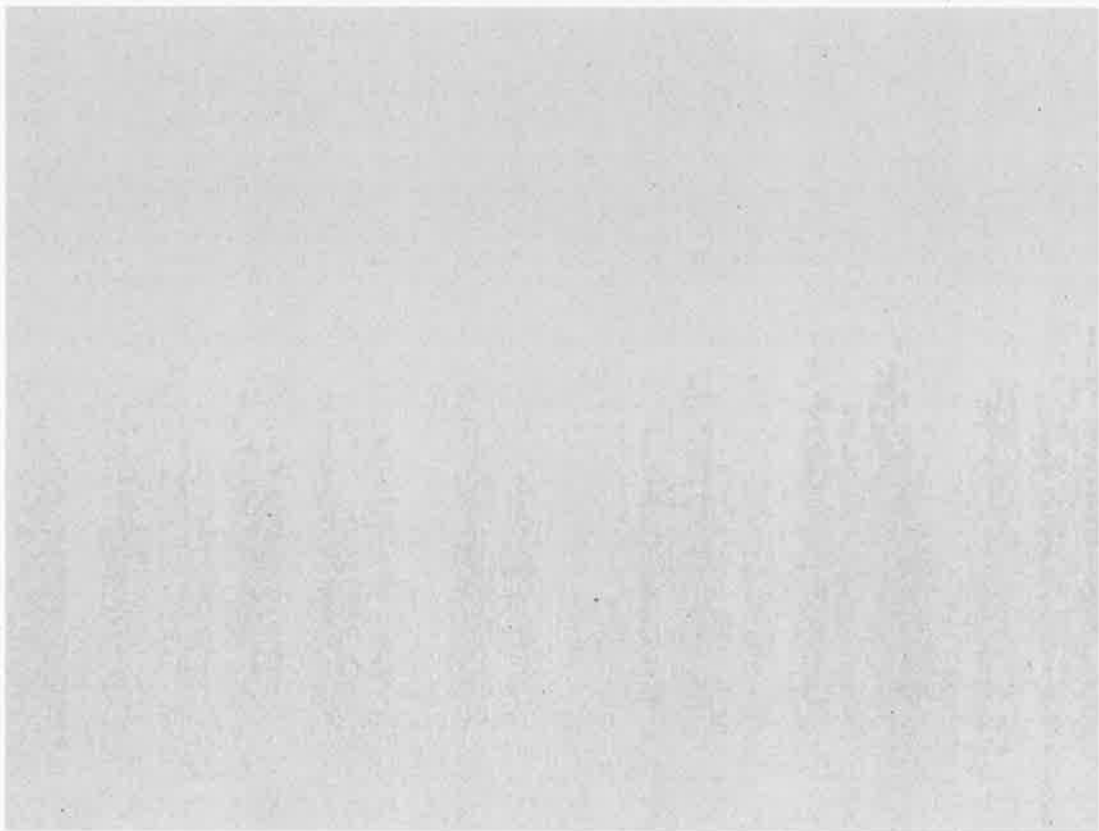
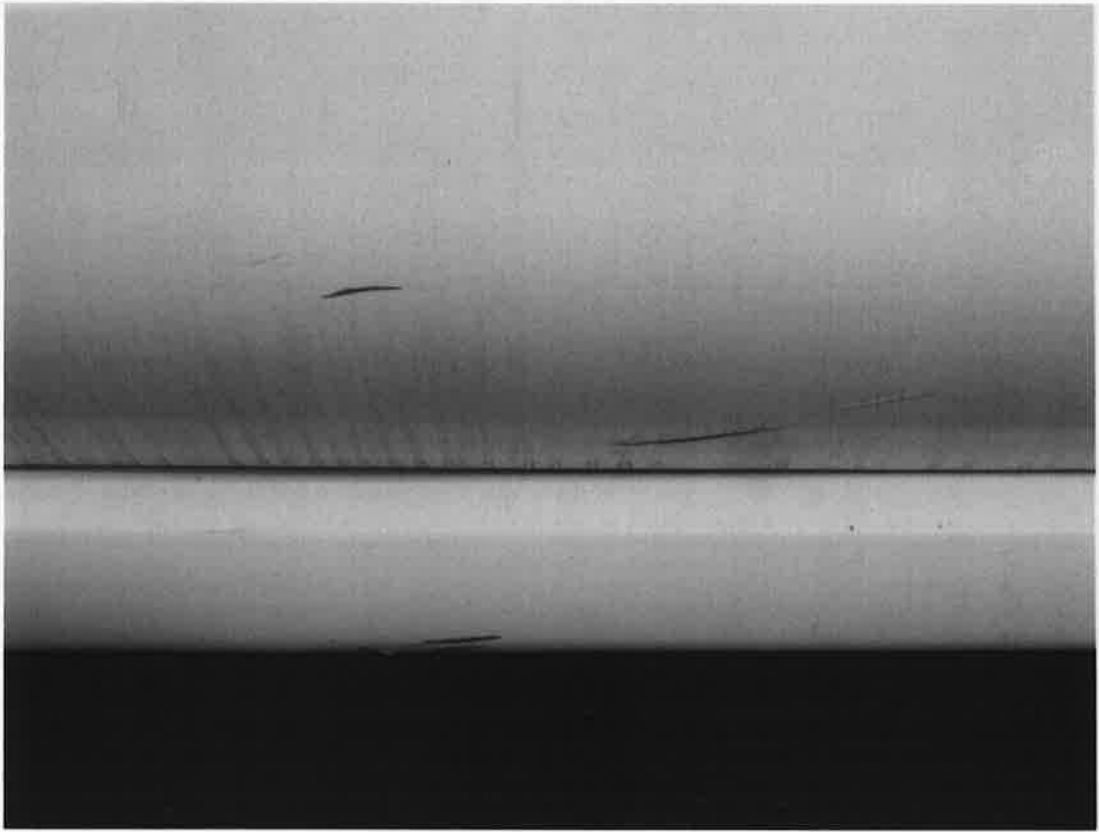


助手席側



売払物件 現況写真3

左前ドア キズあり



入札書

物件名 乗用自動車（スバル フォレスタ）

入札金額

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、消費税相当額を含む金額となること及び入札注意書を承知のうえ入札します。

平成 年 月 日

分任契約担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 片山宏文 殿

入札者住所

氏 名

印

代理人住所

氏 名

印

(注1) 代理人により入札するときは、代理人の住所、氏名を代理人の欄に記名押印し、委任した者の住所、氏名は入札者欄に記入してください。

(注2) 金額のケタ違いや書き違いのないように十分注意してください。

(注3) 入札金額は算用数字ではっきり記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。

(注4) 一度提出した入札書の変更又は取消はできません。

(例示)

委任状

平成 年 月 日

分任契約担当官

近畿中国森林管理局

奈良森林管理事務所長 片山宏文 殿

住 所
委 任 者 称号又は名称
代表者氏名

印

私は次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

使用印鑑

住 所
受 任 者 称号又は名称
氏 名

記

1 委任事項

- (1) 入札、見積、契約に関する権限。
- (2) 保証金の納付、還付請求及び領収に係る一切の権限。
- (3) その他、上記に付随する一切の権限。

2 委任期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

<入札保証金>

保管金提出書

番号	平成28年度 第	号
----	----------	---

(提出の事由) 不用物品の売払いに係る入札保証金

近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所
歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 金道友博 殿

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

記

金

物件名 乗用自動車 (スバル フォレスター)

(注) 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

<契約保証金>

保管金提出書

番号	平成28年度 第	号
----	----------	---

(提出の事由) 不用物品の売払いに係る契約保証金

近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所
歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 金道友博 殿

平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

印

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

記

金

物件名 乗用自動車 (スバル フォレスタ)

(注) 保管金の払渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。

<入札保証金>

保管金受領証書

第 号

金

保管の事由
入札保証金
但し入札保証金第 号の分

上記金額領収しました。

平成 年 月 日

近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所
歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 金道友博 印

殿

収入
印紙

上記金額領収しました。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所
歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 金道友博 殿

<契約保証金>

保管金受領証書

第 号

金

保管の事由
契約保証金
但し契約保証金第 号の分

上記金額領収しました。

平成 年 月 日

近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所
歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 金道友博 印

殿

収入
印紙

上記金額領収しました。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所
歳入歳出外現金出納官吏 総括事務管理官 金道友博 殿